

商品概要説明書

当座預金

2024年12月1日現在

商品名	当座預金	
販売対象	法人・個人事業主(ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります)	
期間	期間の定めはございません。	
預入	(1)預入方法	随時預入
	(2)預入金額	1円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法	当金庫所定の小切手を振出して、払い戻すことができます。 当金庫の本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当金庫のATMでも、払い戻すことができます。 お客さまが当金庫を支払場所に指定した約束手形または為替手形(以下あわせて「手形」といいます。)を、この当座預金で決済することができます。 借入の返済や公共料金の自動引落など、契約に基づき自動的に払い戻すことができます。	
利息	(1)適用金利	無利息
	(2)利払方法	—
	(3)計算方法	—
手数料	手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫で定めた手数料がかかります(くわしくは「手数料一覧」をご覧ください)。 キャッシュカードによる払い戻しなどにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料がかかります(くわしくは「手数料一覧」をご覧ください)。	
付加できる特約事項	別途契約することにより、「当座貸越」のお取扱いができます。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。	